

(別紙様式1)

### 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：愛知県  
農業委員会名：東郷町農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	423
自給的農家数	203
販売農家数	220
主業農家数	16
準主業農家数	46
副業的農家数	158

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	273
女性	136
40代以下	25

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	6
基本構想水準到達者	4
認定新規就農者	1
農業参入法人	-
集落営農経営	-
特定農業団体	-
集落営農組織	-

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	248	103	-	-	-	351
経営耕地面積	199	42	29	13	0	241
遊休農地面積	17	5	5	-	-	22
農地台帳面積	301	139	139	-	-	440

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	-	2
認定農業者に準ずる者	-	1
女性	-	3
40代以下	-	3
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	5	5	5

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	351 ha	88 ha	25.07%
課 題	集積可能な農地でも町内で分散しているため、効率的な農業経営が困難であること。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	92 ha	(うち新規集積面積	4 ha)
	目標設定の考え方:各担い手の経営規模拡大目標を年次換算した合計面積			
活動計画	利用意向調査の結果を活用して、遊休農地と担い手を効率的にマッチングする。			
	令和2年4月～令和3年3月 農地の基盤整備を検討する会議の開催 令和3年1月 遊休農地の情報を担い手に提供 2月 担い手の農地集約を支援			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	1 経営体	0 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.04 ha	0 ha	0 ha
課 題	水稲など大規模に行う土地利用型農業を営もうとする新たな担い手が不足している。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.1 ha
活動計画	農学校修了生などの就業予定者に遊休農地を活用した新規就農を促す。 令和2年10月 遊休農地の情報を就農予定者に提供		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	373 ha	22 ha	5.90%
課 題	遊休農地は営農条件の悪い土地に多く、基盤整備に必要なコストを含めると費用対効果が低くなるため、活用されにくい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.1 ha		
	目標設定の考え方: 過去3年の解消面積の最大値(0以下の場合は直近の遊休農地の5%の値)		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	15 人	10月	11月～12月
	調査方法	① 各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が前年度の調査をもとに地区内の遊休農地と疑われる農地を図面にプロットする。 ② ①の図面をもとに、農業委員会事務局が再度現地調査を行い、現場写真などで統一的な基準により遊休農地を選別し、意向調査対象地を選定する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	1月	2月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	351 ha	1.1 ha
課 題	農地法の趣旨が土地持ち非農家には理解されにくい。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の活動計画

活動計画	定期的な農地パトロールにより、違反で尿の早期発見・早期指導を実施するとともに、農地所有者に農地の規制について継続的に周知していく。  令和2年8月 農地台帳申告書の配布時に違反転用防止啓発チラシを同封
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入